

福島県歯科口腔保健の推進に関する条例案（仮称）の 骨子に関する県民意見の募集要項

1 募集の趣旨

平成 23 年 8 月に「歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号 以下「法律」という。）」が公布・施行され、改めて歯科口腔保健の重要性が注目されていますが、本県においても、歯科口腔保健の推進にあたり、県の責務や県内の関係機関及び関係者並びに県民の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に歯科口腔保健の推進に取り組み、もって県民の生涯にわたる健康の保持増進を図ることを目的に条例を制定しようとするものです。

つきましては、下記のとおり「福島県歯科口腔保健の推進に関する条例案（仮称）の骨子」を作成し、うつくしま県民意見公募（パブリック・コメント）の実施に関する要綱第 4 条に基づき、意見を公募するものです。

「福島県歯科口腔保健の推進に関する条例案（仮称）の骨子」は[こちら](#)

「福島県歯科口腔保健の推進に関する条例案（仮称）の骨子（行数あり）」は[こちら](#)

2 募集期間

平成 24 年 4 月 17 日（火）から平成 24 年 5 月 16 日（水）まで（必着）

3 募集資格

県内に住所を有する個人及び団体、並びに県内に通勤、通学している方が対象となります。

4 意見の提出先及び提出方法

〔県民意見提出書〕の形式により、次に掲げるいずれかの方法で提出してください。

※ 〔県民意見提出書〕の形式（様式のダウンロードは[こちら](#)）

○ 提出先 福島県 保健福祉部 健康増進課

（問い合わせ先電話番号 024-521-7640）

○ 提出方法

・郵送による場合 〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16 福島県健康増進課

・FAX による場合 FAX 番号 024-521-2191

・電子メールの場合 アドレス kenkou@pref.fukushima.lg.jp

※ 1 件名を「福島県歯科口腔保健の推進に関する条例案（仮称）の骨子に関する意見」としてください。

※ 2 様式を使用しない場合には、氏名（団体の場合は名称）、住所（または所在地）、電話番号、ご意見及び該当箇所（該当する行番号）をご記入ください。